

中山間地における広域連携のすすめ

1. はじめに

中山間地域の水田圃場は小区画で畦畔部分が大きく、また平坦部が少ないことから圃場が谷筋ごとに分散しています。さらに、地域全体にみると少子・高齢化が進んでいて、個別の担い手農業者が少ないことから農地集積が進みにくく、耕作放棄地の拡大を招いています。

このため、担い手が不足する条件不利な中山間地域においては、米価低迷している中、ある程度の経営規模を確保するために、集落を超えた「広域連携」に取り組む必要があります。

2. 「広域連携」の方向性

平坦地と比べて圃場条件に制限のある中山間地においては、特に連担した農地が少なく分散していることから、集落を超えた広域連携を考えていくうえで、集落単位での営農活動を基本とするかしないかで大きく2つの方向性があります。(図1)

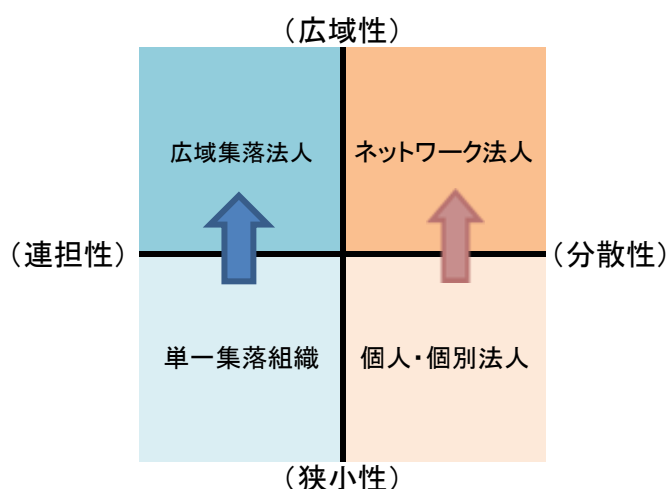


図1 広域連携の方向性

まず一つ目には、集落単位で農地を集約した集落営農組織が、複数集まり経営統合する「広域集落法人」化する方法です。(図2)

もうひとつには、個別の担い手が集まって広範囲に分散した農地を集積する「ネットワーク型」に組織化する方法です。(図3)

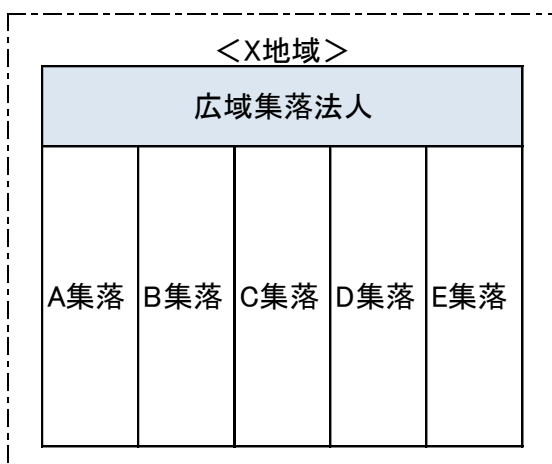


図2 広域集落法人のイメージ

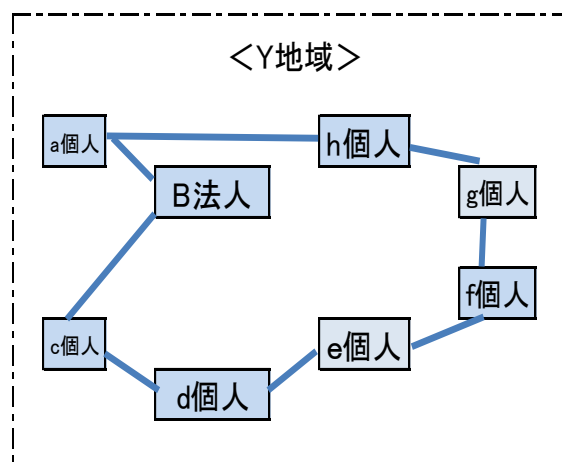


図3 ネットワーク法人のイメージ

このネットワーク法人とは、すべての経営活動を統合するのではなく、農業資材の共同購入や生産物の共同販売など一部の部門において連携した活動を行なう法人です。(表1)

表1 広域連携法人の特徴および留意点

区分	広域集落法人	ネットワーク法人
法人形態	農事組合法人、事業協同組合	合同会社、株式会社
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・集落を基本として構成 ・いわゆる2階建て方式(各集落の農用地利用組合が専従者のいる法人組織へ利用権を設定) ・獣害対策や畦畔草刈りなど地域ぐるみの取組み必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者(個人、法人)で構成 ・こだわり米の共同販売 ・農業資材の共同購入 ・農業機械の共同利用 ・稲発酵粗飼料や飼料米作付 ・JAから作業受託(ソバ刈、堆肥散布) ・担い手間の農地利用調整機能あり ・互助制度(緊急融資)の独自運用
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・受益範囲:数集落から小学校区、中学校区まで ・専従雇用者を確保するには、水稻+転作+園芸も含めた取組みが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・受益範囲:中学校区以上で合併市町、広域JAも可能 ・専従雇用者が特別いなくても運営可能

3. 広域連携した畦畔草刈管理方法

さらに中山間地での農業生産の中で、一番問題となる畦畔草刈管理についても、集落単位で農地を集約している「広域集落法人」と、広く分散した農地を集積している「ネットワーク法人」とで、大きく2つに分けて考える必要があります。(表2)

具体的には、複数集落から構成される「広域集落法人」では、各地権者が所有農地を法人組織に全面委託しながらも、年に何回かの組合員総出の一斉草刈作業を実施している「組織ぐるみ方式」や、原則として各地権者が広域組織から草刈作業や水管理などを再委託され、地権者が草刈できない場合には集落選出の組織役員に責任をもたせる「集落単位管理方式」といったやり方があります。いずれの方式も集落を超えて広域組織化することによって、地権者が自分の農地管理を組織に全面的に依存して、『土地持ち非農家化』していくことを防ぐために考えられた方法です。

また一方、個別の担い手農業者で構成される「ネットワーク法人」では、例えば“地域農業サポートセンター”のような担い手農業者間を取り持つ中間支援組織を通して、畦畔草刈作業だけを委託する「外部作業委託方式」(コントラクター方式)を導入することで、担い手農業者自ら圃場の周辺管理である草刈作業をすることなく、圃場内での効率生産に集中できるような仕組みづくりを考えることが必要です。さらにネットワーク法人自らが畦畔草刈作業機械を共有して、草刈作業を広域的に受託することも今後は検討して行く必要もあります。

表2 畦畔草刈管理システム事例

区分	「広域集落法人」で 広域連携している地区		「ネットワーク法人」で 広域連携している地区
	組織ぐるみ方式	集落単位管理方式	外部委託方式
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・稲作：ブロック単位で管理委託 草刈（年3回） ・転作：組合員総出の一斉草刈作業（年4回） ・再委託（地区外）草刈年3回 	<ul style="list-style-type: none"> ・地主が草刈 ・集落選出理事が草刈作業の責任を持たせる 	<ul style="list-style-type: none"> ・草刈隊として町内の農業者、一般者を登録 ・農業者からの要請に基づき草刈隊を派遣
料金体系	<ul style="list-style-type: none"> ・草刈 3,500円/10a 水管理 3,500円/10a ・時給 1,000円+農産物 ・草刈、水管理 7,500円/10a ・地代 7,500円/10a 	<ul style="list-style-type: none"> ・草刈 4,000円/10a 畦幅に応じて3段階に加算（+500、+1000、+1500） ・地代 10a以上 4500円 10a未満 3500円 	作業料金 基本 15円/㎡ 畦畔法長 1m超 30円/㎡ 畦畔法長 2m超 45円/㎡
規模	水稲 35ha、転作 16ha、WCS・飼料米 16ha	水稲 39ha、転作 39ha	予算の範囲内

4. 活用に当たって

今回紹介した広域連携した取組みについては、ほんの一部の事例調査をもとに分析しているため、すべての地域においてそのまま最良な対策とはなっていない恐れがあります。現場のみなさまが「地域営農」を考えるうえで少しでも参考になれば幸いです。

[その他]

研究課題名：土壌診断に基づくおいしい「奥系生米」づくり（提案型）

研究期間：2013年度

共同研究者：奥系生元気な里山会

研究担当者：農業試験場 企画・指導部 企画・経営課 経営研究G 渡辺和夫